

修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について周知する
ものです。

事 務 連 絡
令和2年6月26日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の相談窓口の設置及び Go To トラベル事業の活用について

修学旅行の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に判断いただいているところですが、このたび、修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際して、お困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いいたします。

また、修学旅行等については、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）の対象としておりますので、旅行業者等を通じて御活用いただきますようお願いいたします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 修学旅行の相談窓口の設置等について

関係団体に御協力いただき、以下のとおり修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際し、旅行計画の変更や宿泊施設等に関してお困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いいたします。

また、観光庁から別添1「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」（令和2年6月26日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）のとおりに、関係団体を通じて旅行業者に対して、各学校の事情等を踏まえて柔軟に対応

するよう依頼しておりますので、旅行業者に対してもあわせて御相談ください。

(旅行計画の変更に関する相談窓口)

- ・公益財団法人日本修学旅行協会：03-5640-8061
- ・公益財団法人全国修学旅行研究協会：03-5275-6651

(国立の青少年教育施設への宿泊や自然体験活動の提供に関する相談窓口)

- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構：03-6407-7752

※別添2「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」参照

2. Go To トラベル事業の活用について

国内の修学旅行や研修旅行等については、本事業を活用することができますので、保護者の経済的負担軽減を図るためにも、本事業の活用も御検討いただきますようお願いいたします。

本事業は、別添3「Go To トラベル事業（概要）」のとおり、宿泊・日帰り旅行代金の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンが付与されるものです。

なお、本事業の開始時期等が決まりましたら、事業の具体的な申請方法等について、改めてお知らせいたします。

<添付資料>

- 別添1 「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」
(令和2年6月26日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡)
- 別添2 「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」
- 別添3 「Go To トラベル事業（概要）」

<本件連絡先>

【修学旅行に関する相談窓口】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線2389）

【Go To トラベル事業に関する相談窓口】

国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

電話：03-5253-8111（内線：27-310）

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 6 日

(一社) 日本旅行業協会 御中

観光庁参事官 (旅行振興)

修学旅行の実施に向けての対応について (周知依頼)

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

また貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地への修学旅行について中止や延期を決定、又は検討している学校が多数あると承知しております。

このことについて、令和2年3月24日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、修学旅行については中止ではなく延期扱いとすることを要請する通知が発出されました。

また貴協会を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実践していくための「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成いただいたところですが、これについて令和2年6月4日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、周知のための通知が発出されております。

つきましては、貴協会におかれましても新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に配慮し、各学校における修学旅行の適切な実施に向けてご協力頂くとともに、修学旅行の日程や訪問先、宿泊先の変更等、学校側の相談に柔軟にご対応いただきますよう、貴協会の会員に対して、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本依頼に併せ、別添のとおり、各教育委員会等を通じて、Go To トラベル事業の活用について、各学校等に周知を図っておりますので、併せて周知方よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 6 日

(一社) 全国旅行業協会 御中

観光庁参事官 (旅行振興)

修学旅行の実施に向けての対応について (周知依頼)

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

また貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地への修学旅行について中止や延期を決定、又は検討している学校が多数あると承知しております。

このことについて、令和2年3月24日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、修学旅行については中止ではなく延期扱いとすることを要請する通知が発出されました。

また一般社団法人日本旅行業協会を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実践していくための「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成いただいたところですが、これについて令和2年6月4日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、周知のための通知が発出されております。

つきましては、貴協会におかれましても新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に配慮し、各学校における修学旅行の適切な実施に向けてご協力頂くとともに、修学旅行の日程や訪問先、宿泊先の変更等、学校側の相談に柔軟にご対応いただきますよう、貴協会の会員に対して、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本依頼に併せ、別添のとおり、各教育委員会等を通じて、Go To トラベル事業の活用について、各学校等に周知を図っておりますので、併せて周知方よろしく願いいたします。



国立青少年教育施設を 宿泊利用してみませんか？

国立青少年交流の家・国立青少年自然の家

- 子供・若者の団体の利用料は無料！
(1人1泊につきシーツ洗濯料 300 円 + 食事代 3 食 1,670 円程度)
- 大人の団体・グループも低額で宿泊できます！
(1人1泊810円+シーツ洗濯料 300 円 + 食事代 3 食 1,670 円程度)
- 広大な敷地で大人数受入可能。
充実した研修設備や活動環境が整っています！

国立オリンピック記念青少年総合センター

- 低廉な利用料金！
(子供・若者の団体は宿泊利用料 1 人 1 泊1,830 円～
大人の団体も宿泊利用料 1 人 1 泊3,670円～)
- 東京都心へのアクセス良好！
- 講演会、フォーラム、各種イベントなど
会場と宿泊場所をセットで確保可能です！

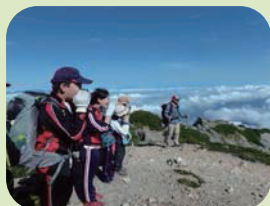


国立青少年教育振興機構は「体験を通じた青少年の自立」を目指しています。

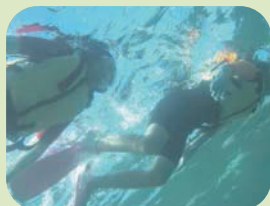
全国28の施設において、学校や青少年たちに立地条件を活かした特色ある感動体験を提供するとともに、青少年教育指導者の養成・研修、青少年に関する調査研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成にも取り組んでいます。

活動例

登山・ハイキング



シュノーケリング



フォトスタンド作り



野外炊飯



National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-6407-7752 (広報担当)

「集団宿泊活動の教育効果」パンフレットはこちらをご覧ください。
<https://www.niye.go.jp/files/items/877/File/r2supportguide.pdf>



Go To トラベル事業

Go To トラベル事業

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**1 / 2 相当額**を支援。
- 一人一泊あたり**2万円が上限**（日帰り旅行については、**1万円が上限**）。
- 連泊制限や利用回数の**制限なし**。
- 支援額の内、① 7 割程度は**旅行代金の割引**に、② 3 割程度は**旅行先で使える地域共通クーポン**として付与。
- 開始時期は**感染症の専門家の意見等も伺いつつ、検討**。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の2分の1相当額)

① 旅行代金割引

支援額の
7 割程度

② 地域共通
クーポン

支援額の
3 割程度

【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000円未満は四捨五入)
- 支援額 3 割程度を地域共通**クーポン**として**利用者に配布**。
- **地域の観光協会**や**観光地域づくり法人(DMO)**・**商工会**等を通じて、**地域の店舗の参加・登録**を呼びかけ。
- **事務局で一括発行**し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：3,000円
旅行代金割引：7,000円

② 1人で1泊10万円の場合

旅行代金/宿泊代金

100,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は5万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：6,000円
旅行代金割引：14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）

旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

宿泊施設に直接



(直販予約システム等)

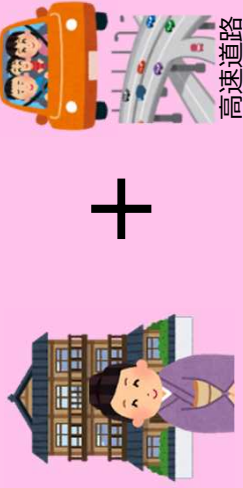


申し込み



① 宿泊+交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



+

高速道路

航空



鉄道



旅客船



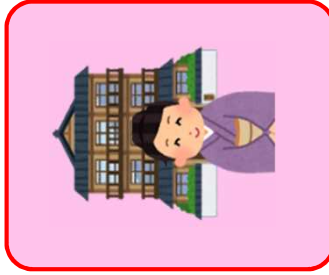
タクシー



バス

※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ



割引対象外



高速道路

航空



鉄道



旅客船



タクシー



バス

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車

※座席のみとみなされるものを除く

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

団体旅行



申し込み

旅行代理店・
予約サイト等経由で



(中小旅行業者含む)

例① 修学旅行



例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

..... 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動 + **旅行先での消費となる食事や観光体験等**とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む）
・ 団体旅行

例：往復交通 + a

往復乗車券 + 日帰り温泉券

往復乗船券 + 旅行先でのランチ

高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ

高速バス往復 + いちご狩り

往復航空券 + 体験型アクティビティ

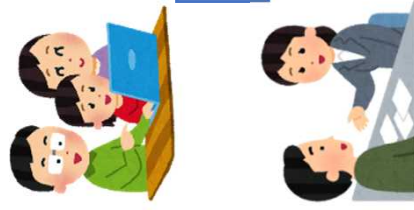
地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券

旅行代理店・
予約サイト経由で



（中小旅行業者含む）

〔 旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む 〕



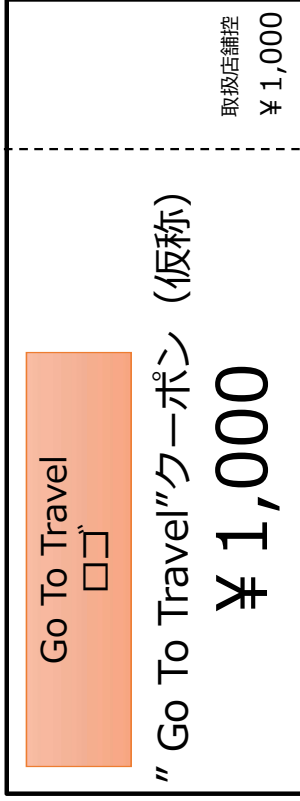
申し込み

※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせる必要があります。

地域共通クーポンスキーム (イメージ)

地域クーポンイメージ

①紙媒体のクーポン (商品券)

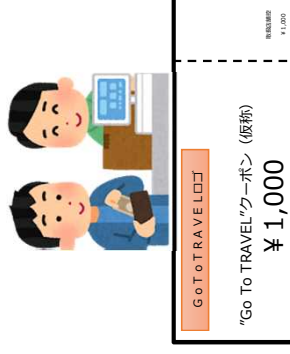


②電子媒体のクーポン



地域クーポン利用イメージ

①紙媒体のクーポン (商品券)



②電子媒体のクーポン



旅行者



(個人旅行・団体旅行等)

地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用



地域共通クーポン加盟店 (※)
(旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、
アクティビティ、交通機関など)

※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人 (DMO)・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合



旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人 **110万円**のツアー-旅行 (往復の交通費、宿泊費等込み) に参加する場合



旅行者による利用イメージ③

例) 1人3万円の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

